

受験者数35人、平均点7.4点。

- 01 行為時に14歳であった未成年者には、~~画一的に責任能力がある~~。責任能力とは、自己の行為が不法な行為であって法律上の責任が生じることを弁識するに足りるだけの判断能力をいう。刑事責任能力(刑41条)と対比。赤字部分は誤記でした。申し訳ない。2割以上不正解で、責任能力の定義を誤りとする者が多かったですので、若干誤記の影響があるかもしれません。なお、この定義は『法律学小辞典第4版補訂版』(有斐閣)から採用しています。
- 02 アメリカンフットボールの試合中、激しいタックルによりタックルされた者が首の骨を折って死亡した場合(石川達三『青春の蹉跌』参照)、たとえルールを守っていたとしても、他人の身体に対する故意の侵害なので、タックルした者は、~~損害賠償責任を免れない~~。正当業務行為。なお『青春の蹉跌』で死亡する殺人犯の青年は、司法試験受験生でした。映画は萩原健一が演じていました。神代辰巳監督の傑作です。
- 03 判例によれば、724条後段の20年の期間は、民法には直接の規定がない除斥期間であり、中断が生じないほか、当事者の援用を要しないが、~~除斥期間の主張が権利の濫用や信義則違反となる~~
~~ことがある~~。不発焼夷弾事件。講義では時間切れになったためだと思いますが3割が不正解というのは、補足説明を確認できていないようですね。
- 04 責任無能力者の監督義務者に対して714条に基づき損害賠償請求するときには、訴えられた監督義務者は、責任を免れるため、~~不法行為者に行為当時に責任能力があったことを主張立証しなければならない~~。責任無能力が714条の積極要件。4割以上が不正解。講義資料を反対から述べただけなのですが何故でしょうか? 「あった」だけを消しているのは逆になっていることに気付かなかったのでしょうか。
- 05 17歳の高校2年生が殺人事件をおこした場合、同居しているその高校生の親は、加害現場を目撃していて制止できるような状態にあった特別な場合を除き、被害者の相続人に対して、~~損害賠償責任を負わされることはない~~。直接の709条責任・15歳少年強殺事件。「～を除き」を消している答えは、親の責任がおよそ生じないとの意味かどうかわからないので不正解としました。理由を書かなくてよいことから、逆に、消す場所をよく考えないとその趣旨が通じません。
- 06 死亡事故の場合、被害者が生存していれば必要になった生活費、支給が確定した各種年金などは損害額から控除されるが、香典、支給が未確定の遺族年金、被害者の養育費、生命保険金、~~損害保険金~~、葬儀費用などは控除されない。損益相殺的処理における重複填補禁止。第2回の補足説明も参照。消すかどうか判断する項目が多いせいか、約半数が不正解となりました。被害者の養育費を消した者が多かったのですが、生活費控除と混同しているのでは思われます。被害者本人の生活費が控除される以上、親の養育費を控除すると二重控除になってしまうから控除されません。
- ⑦ 損害の発生や拡大が被害者の心因的素因や被害者の疾患にも起因する場合には、賠償額を減額することができるが、原因の一端が身体的特徴にある場合には、原則として賠償額を減額することはできない。ただし、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転

倒などにより重大な傷害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別である。むち打ち神経症事件・CO中毒運転手事故死事件・長い首事件。

⑧ 3割の過失があると判定された被害者が壊された家屋につき1000万円の損害を被ると同時に300万円の損害保険金を受領した場合、賠償されるべき損害額は、400万円である。高田建設従業員事件。誤りとしたうえで「説によって結論が異なる」と理由を付した答案がありました。その主張自体は正しいのですが、特に断らない限りは判例の見解により運用されている日本法の現実の姿を聞いていると思って回答して下さい。今回は判例の立場について理解していることが読み取れる答案を正解としましたが、次からは理由の記載は考慮しないで採点します。05のコメントも合わせて注意して下さい。

09 不法行為を理由とする損害賠償請求権の3年の消滅時効の起算点は、被害者またはその法定代理人が損害の発生および加害者の故意または過失を知った時である。故意・過失は訴訟で争えばよい。

10 通園途上の道で3歳の保育園児が飛び出して脇見運転の自動車にはねられ重傷を負った場合において、引率の保母さんにも園児の安全の配慮に足りないところがあったときは、被害児自身の過失は問題にならないが、~~保母さんの過失を考慮して、損害賠償請求の賠償額は減額される。~~被害者側には当たらない。保母の監護過失事件。2割程度が不正解で、「被害児自身の過失は問題にならないが」を消しているものが見られましたが、それは誤りです。3歳では事理弁識能力もなく過失相殺はできないので、被害者側の理論による補強が必要になるのです。